

令和6年度

斜里町立保育園・保育所 入園申込のご案内

斜里町民生部児童育成課

〒099-4192 斜里町本町12番地

電話 0152-26-8315（直通）

0152-23-3131（代表） 内線146

FAX 0152-22-2040

目 次

1 保育園入園の要件	・・・	1
2 入園までの手続き	・・・	2
3 保育の必要性の認定	・・・	3～4
4 入園申込に必要な書類	・・・	5～6
5 保育園の保育料・給食費	・・・	7～9
・常設保育園保育料基準表	・・・	10
・へき地保育所保育料基準表	・・・	11
<資料> 保育園一覧	・・・	12
<資料> 入園申込書類・記入例	・・・	13～17

※申請様式

- ・入所申込書・教育・保育給付認定申請書兼現況届
- ・就労証明書
- ・申立書
- ・求職活動申出書

令和6年度 年齢別クラス

年齢（クラス名）	生年月日
0歳児（もも ぐみ）	令和 5年4月2日 ～ （生後6ヶ月以上）
1歳児（すみれ ぐみ）	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日
2歳児（すみれ ぐみ）	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日
3歳児（たんぽぽ ぐみ）	令和 2年4月2日 ～ 令和 3年4月1日
4歳児（ばら ぐみ）	平成31年4月2日 ～ 令和 2年4月1日
5歳児（さくら ぐみ）	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日

1 保育園入園の要件（保育の必要性の事由）

〈保育園とは〉

保育園は、保護者の仕事や病気などのために、日中保育を必要とする乳幼児を保護者にかわって保育することを目的としています。

次のいずれかに該当していることが必要です。

入園の条件（保育の必要性の事由）	
①就労	保護者が働いていて保育ができないこと。 （原則月平均 48 時間以上の就労。フルタイム、パートタイム、居宅内労働を含みます）
②妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。 （「出産後間もない」とは、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の月末までをいいます。）
③保護者の疾病、障がい	保護者が病気やケガ、または精神や身体に障がいがあること。
④同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護	同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護、看護していること。
⑤災害復旧	災害復旧の状態にあること。
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っていること。（保育認定は原則 3 ヶ月を限度。求職活動申出書及び求職活動状況を確認できる書類の提出が必要です。）※注 1
⑦就学	親が就学中であること。 （起業準備、職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧虐待やDV	虐待やDVの恐れがあること。
⑨育児休業	育児休業中であること。※注 2
⑩その他	その他町長が認める①～⑨に類する状態にあること。 ※注 3

※注 1：求職活動の事由により入園申込される方は、求職活動申出書及び求職活動状況を確認できる書類の提出が必要です。求職活動の場合は、3 ヶ月間のみ認定となりますのでご注意ください。

なお、3 ヶ月を経過した時点でまだ求職活動中である場合には、再度、求職活動申出書の提出が必要となります。待機児童が生じている場合は、退園していただきます。

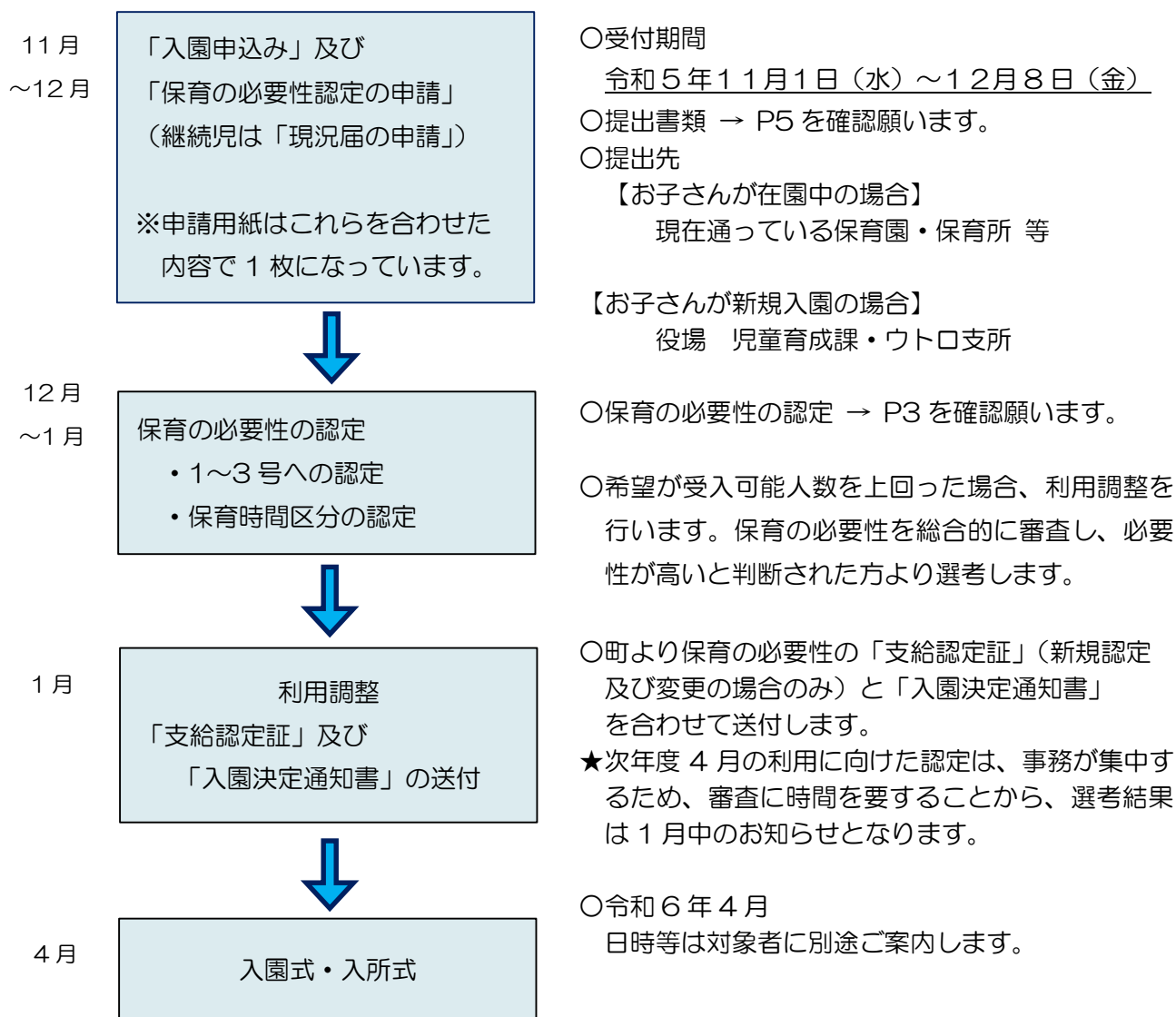
※注 2：保育園（所）・認定こども園を既に利用しており、引き続き利用するお子さんの事由は「⑨育児休業」、まだ保育園を利用されていないお子さんの事由は「⑩その他」になります。

※注 3：妊娠・出産を事由とする在籍児童であって、保護者の諸事情や児童福祉の観点から（児童の発達上環境の変化が好ましくない等）保育の継続が適切と判断する場合は、出産後 6 ヶ月が経過する日の年度の末日まで特例として利用が可能です。ただし、他に保育が必要な児童から申し込みがあった場合は、退園していただく可能性があります。

受入可能人数を超えて申し込みがあった場合は、別に定める基準に基づき優先度の高い児童から入園決定をします。

2 入園までの手続き

(1) 令和6年4月から入園の場合



(2) 年度途中から入園の場合

○申し込みは年度の途中も受付けています。

利用を希望する日の前月15日までに申し込みください。

(例: 6月1日から入園希望の場合 → 5月15日まで)

○入園を希望する場合は、役場民生部児童育成課児童育成係まで、まずお問合せください。

電話: 0152-26-8315

※ お問合せ時点での保育園・保育所の入所状況により受け入れできない場合もあります。

3 保育の必要性の認定

保育園等を利用する場合は、まず、保育の必要性の状況に応じて、次の1・2・3号のいずれかに「認定」し、町から「支給認定証」を交付します。

保育の必要性の認定は「入所申込書・教育・保育給付認定申請書兼現況届」を提出いただくことで行いますが、1号・2号認定は原則就学前の期間、3号認定は満3歳までが認定期間となります。

なお、状況を把握する必要があることから、継続利用の場合も毎年提出していただき確認を行います。

保育の必要性の状況に変更が生じた場合（「仕事の時間が変わった」「育児休業に入った」など）は、変更申請をいただき、改めて支給認定をする必要があります。

原則として支給認定内容の変更は申請月の翌月からとなります。

○保育の必要性の認定区分（斜里町内施設）

認定区分	年齢	保護者の就労等による「保育の必要性」	対象施設	
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	保護者が就労していないなど「保育の必要性」がない場合	○認定こども園 斜里大谷幼稚園 ※注1	○ウトロ保育所 ※注2
2号認定	3歳以上の小学校就学前の子ども ※年度当初年齢による	保護者が就労していることから「保育の必要性」がある場合	○双葉保育園・はまなす保育園 ○認定こども園 斜里大谷幼稚園 ※注1	○ウトロ保育所・中斜里保育所
3号認定	3歳未満（未満児） ※年度当初年齢による		○双葉保育園・はまなす保育園 ○認定こども園 斜里大谷幼稚園 ※注1	○ウトロ保育所・中斜里保育所 ※注3

注1：「認定こども園斜里大谷幼稚園」は私立ですが、利用を希望する場合は他の保育園・保育所と同様、町が支給認定を行います。

利用の詳細は、直接、認定こども園斜里大谷幼稚園へお問い合わせください。

注2：ウトロ地区は幼稚園がないことから、1ページの「保育の必要性の事由」①～⑨のいずれにも該当しない満3歳以上児童（年度の途中で3歳となる場合を含む）については、特例として「⑩その他」の事由により1号認定で利用することが可能です。その場合の保育時間等は2号・3号と同様です。

注3：ウトロ保育所・中斜里保育所は3歳以上児の入所決定後、受入れできる余裕がある場合に限り2歳児の受入れが可能です（保育の必要性がある場合のみ）。

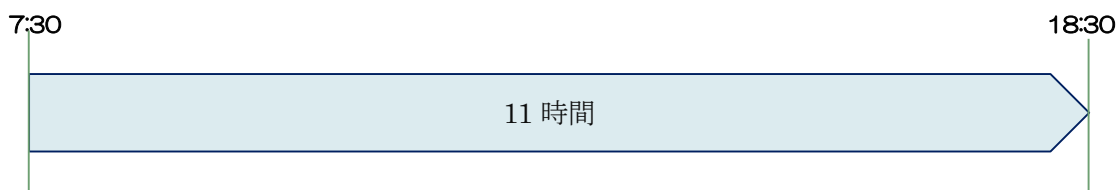
○保育時間の認定区分

常設保育園・認定こども園では保護者の就労時間等により、次の①、②のいずれかに「認定」します。

へき地保育所では保育短時間での認定となります。

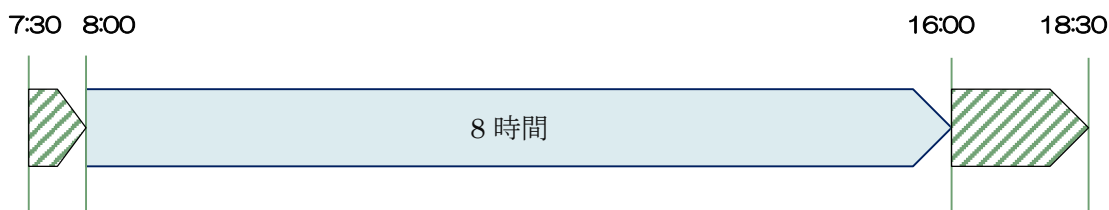
①保育標準時間…保護者の就労時間等が月平均 120 時間以上の場合

→保育時間は 11 時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）



②保育短時間…保護者の就労時間等が月平均 48 時間～120 時間未満の場合

→保育時間は 8 時間（午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分）



* 保育短時間認定の場合、 の時間は「延長保育」の扱いとなります。

※注

- ・各認定区分の「11 時間」「8 時間」は利用可能な最長時間です。
- ・就労時間では保育標準時間認定に該当する場合でも、他にお子さまを見てくれる方がいる等により保育短時間認定を申請することは可能です。

○保育の必要性による認定時間（参考）

保育を必要とする事由	保育時間の認定区分	
	保育標準時間	保育短時間
①就労	保育標準時間	保育短時間
②妊娠・出産	保育標準時間	※
③保護者の疾病、障がい	保育標準時間	保育短時間
④同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護	保育標準時間	保育短時間
⑤災害復旧	保育標準時間	※
⑥求職活動	—	保育短時間
⑦就学	保育標準時間	保育短時間
⑧虐待やDV	保育標準時間	※
⑨育児休業	※	保育短時間
⑩その他	保育標準時間	保育短時間

※ ②，⑤，⑧の事由の場合は、原則、保育標準時間での認定となりますが、希望された場合は、保育短時間での認定も可能です。

※ 育児休業は、原則保育短時間の認定となりますが、特に必要と認められる場合（保護者・同居親族等の疾病など）は、保育標準時間での認定も可能です。

4 入園申込に必要な書類

【 全員提出が必要な書類 】

※ 継続利用の場合も毎年提出が必要です。

※すべての書類の押印は必要ありません。

就労証明書については、勤務先の押印は必要ありませんが、町で必要と判断するときには、勤務先に問い合わせをさせていただく場合がございます。

①「入所申込書・教育・保育給付認定申請書兼現況届」

→ 記入例 P13～P14

・保育を申請する児童1人につき1枚提出してください。

②保育が必要である状況を証明する書類 → 記入例 P15～P17

・下表左欄に記載している ア～ク のいずれかの「保育を必要とする事由」について、右欄の提出書類を提出してください。

・兄弟姉妹など複数の児童について合わせて申し込む場合は、この②の提出書類は“父・母それぞれ1枚ずつ”提出してください。

(例1：父・母ともに「就労」の場合⇒ 就労証明書 父1枚、母1枚)

(例2：父「就労」、母「求職活動」の場合⇒ 就労証明書 父1枚、求職活動申出書 母1枚)

保育を必要とする事由	提出書類
ア 就労 育児休業	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業中の場合は休業期間の記載が必要です。
イ 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 新生児の母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日が確認できるページ）
ウ 保護者の 疾病、障がい	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または障害者手帳、療育手帳等のコピー （氏名と疾病・障がいの程度がわかるもの）
エ 同居又は 長期入院等 している親族 の介護・看護	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 医師の診断書または障害者手帳、療育手帳等のコピー （氏名と疾病・障がいの程度がわかるもの）

保育を必要とする事由	提出書類
オ 災害復旧	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 等
カ 求職活動	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 求職活動申出書
	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証・就職情報サイト等登録画面のコピー など
キ 就学	<input type="checkbox"/> 申立書
	<input type="checkbox"/> 学生証（在学証明書）のコピー等
ク その他	<input type="checkbox"/> 申立書（担当者にご相談ください）

【 該当する方のみ提出が必要な書類 】

※3歳以上で保育料が無料となる場合も、次の（１）～（３）に該当する場合は必ず提出してください。

- （１） 保育園を利用しようとする児童の世帯に障がいのある方（児童本人を含む・施設入所者は除く）又は障害基礎年金を受給している方がいる場合

提出書類
<input type="checkbox"/> 該当される方の障害者手帳、療育手帳等のコピー（氏名と障がいの程度がわかるもの）又は年金額の改定通知書等の受給が確認できる書類のコピー

- （２） 令和５年１月１日、令和６年１月１日現在、斜里町以外の市町村に住民登録をしていた方で、申請書に個人番号（マイナンバー）の記載をしない場合

個人番号（マイナンバー）による情報連携により、課税証明書等一部の書類の提出が省略できるようになりました。

個人番号（マイナンバー）の記載がない方には、後日、下記書類の提出を依頼する場合がありますのでご協力願います。

提出書類	発行依頼先
〈４月～８月分保育料等算定に使用〉 <input type="checkbox"/> <u>令和５年度（２０２３年度）分住民税課税証明書</u> または非課税証明書（市町村民税額のわかるもの）	令和５年１月１日現在 住民登録のあった自治体
〈９月～翌年３月分保育料等算定に使用〉 <input type="checkbox"/> <u>令和６年度（２０２４年度）分住民税課税証明書</u> または非課税証明書（市町村民税額のわかるもの）	令和６年１月１日現在 住民登録のあった自治体

※ 父・母それぞれの分が必要となります。

(3) 婚姻によらないで父又は母となっている方で、下記に該当する場合

※保育料算定の基となる税額計算において寡婦控除をみなし適用します。

該当する場合	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有する場合 	入所申込書・教育・保育給付認定申請書兼現況届裏面にある、ひとり親世帯の有無欄の口未婚にチェックをつけてください。
<ul style="list-style-type: none"> 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の状態にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である場合 	

5 保育園の保育料・給食費

〈保育料・給食費負担の概要〉

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の拡大により、下記のとおりとなります。

※なお、別に保護者の申請により町の独自制度である「斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度」が適用される場合もあります。（P9 参照）

○保育料

年齢区分	課税区分	常設保育園	へき地保育所
3～5歳	全ての世帯	無償	無償
	非課税世帯	無償	無償
	課税世帯	負担あり（10ページのとおりの） ただし、次の場合は無償 ・斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合 ・住民税169,000円未満世帯の第2子以降	負担あり（11ページのとおりの） ただし、次の場合は無償 ・斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合 ・住民税169,000円未満世帯の第2子以降
0～2歳	課税世帯	負担あり（10ページのとおりの） ただし、次の場合は無償 ・斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合 ・住民税169,000円未満世帯の第2子以降	負担あり（11ページのとおりの） ただし、次の場合は無償 ・斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合 ・住民税169,000円未満世帯の第2子以降

○給食費

年齢区分	食事区分	課税区分	常設保育園	へき地保育所
3～5歳	主食	全ての世帯	ご飯を持参	・年間食数×単価：254円※（主食：71円、副食：183円） ※ただし、斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合は主食・副食費が無償 次頁*1に該当する第三子以降は副食費のみ無償
	副食	町民税課税額が57,700円を超える世帯	・月額3,600円 ※ただし、斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合、または次頁*1に該当する第三子以降は無償	

年齢区分	食事区分	課税区分	常設保育園	へき地保育所
3～5歳	副食	町民税課税額が57,700円未満の世帯	無償	副食費のみ無償 主食費は負担いただきます ※ただし、斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合は主食・副食費が無償
0～2歳	主食・副食	課税世帯	保育料に含むため、「給食費」としての別な負担はありません。	・年間食数×単価：254円(主食：71円、副食：183円) ※ただし「住民税169,000円未満世帯の第2子以降」、斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度の対象の場合は主食・副食費が無償
		非課税世帯		無償

※給食費は、食材費の価格の変動により、変更となる場合があります。

※給食費について、5日以上連続で休園する場合には、あらかじめ「保育園給食費減免申請書」を提出していただくことで、日割りでの計算になる場合があります。長期で欠席する際には欠席する前日の午前中（へき地保育所の場合は、給食の発注の都合上1週間前）までに、現在通っている保育園（所）もしくは役場 児童育成課にご相談ください。

***1：「第3子以降」とは**

収入による区分	1号認定	2号・3号認定
町民税課税額が57,700円未満の世帯	当該保護者と生計を一にしている子ども（年齢に関わらない）のうち、最年長から数えて第3番目以降の子ども	
町民税課税額が57,700円を超える世帯	同一世帯内で小学校3学年までの範囲で最年長から数えて第3番目以降の子ども	同一世帯内で小学校就学前までの範囲で最年長から数えて第3番目以降の子ども

<保育料等の決定>

市町村民税所得割課税額を基にし、年2回に分けて保育料等を決定します。

○1回目：4月～8月分保育料

令和5年度（2023年度）の課税額により算定し、令和6年4月上旬に決定

○2回目：9月～翌3分保育料

令和6年度（2024年度）の課税額により算定し、令和6年9月上旬に決定

<保育料基準表>

P10～P11を確認願います。

<斜里町独自の保育料等減免制度>

○斜里町立保育園第三子以降保育料等免除制度

同一世帯において18歳未満の扶養している児童が3人以上いる場合の第3子以降の児童については保育料及び給食費を免除します。

※児童手当法で定める所得制限に準じた判定基準があります。

毎年度、入園後に申請が必要です。

申請書類は、保育料の決定通知を送付する際に同封しております。

6 問い合わせ等

ご不明な点等は、下記までお問い合わせください。

○連絡先：	斜里町民生部児童育成課児童育成係
	住所 〒099-4192 斜里町本町12番地
	電話 0152-26-8315/0152-23-3131 内線146
	FAX 0152-22-2040

○常設保育園保育料基準表

1号認定			階層区分	2号認定				3号認定																																																																
階層区分		利用者負担		3歳児		4歳以上児		3歳未満児																																																																
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間																																																															
A	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0																																																														
B	市町村民税 非課税世帯	0	B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0																																																														
C1	市町村民税所得割課税額	0	C 1	24,300円 未満	0	0	0	0	11,000	10,800																																																														
C2				51,400円 未満							0	0	0	0	13,000	12,700																																																								
C3				77,200円 未満													D 1	61,000円 未満	0	0	0	0	16,000	15,700																																																
																	D 2	73,000円 未満							0	0	0	0	19,000	18,600																																										
																	D 3	85,000円 未満													0	0	0	0	21,000	20,600																																				
D1				211,300円 未満													D 4	97,000円 未満																			0	0	0	0	23,000	22,600																														
																	D 5	121,000円 未満																									0	0	0	0	25,000	24,500																								
																	D 6	145,000円 未満																															0	0	0	0	32,000	31,400																		
																	D 7	169,000円 未満																																					0	0	0	0	36,000	35,300												
																	D 8	213,000円 未満																																											0	0	0	0	38,000	37,300						
D2				211,300円 以上													D 9	257,000円 未満																																																	0	0	0	0	40,000	39,300
																	D 10	301,000円 未満																																																						
	D 11	397,000円 未満	0		0	0	0	47,000	46,200																																																															
	D 12	397,000円 以上								0	0	0	0	54,000	53,000																																																									

○へき地保育所保育料基準表

(単位：円)

階層 区分	定義	保育料月額 (単位：円)	
		2号認定 (※ウトロのみ1号認定含 む)	3号認定
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分(4 月から8月までにあつては前年 度分)の市町村民税課税世帯で	非課税世帯	0円
C1	あつて、その所得割の額が次の 区分に該当するもの	24,300円未満	3,000円
C2		48,600円未満	4,000円
D1		61,000円未満	5,000円
D2		73,000円未満	6,000円
D3		85,000円未満	7,000円
D4		97,000円未満	8,000円
D5		121,000円未満	
D6 以上		121,000円以上	9,000円

※へき地保育所は、上記保育料の他に給食費がかかります。

年間食数×単価：254円(主食：71円、副食：183円)

※食材価格の変動により、変更となる場合あり。

○斜里町内 教育・保育施設 一覧

区分	施設名	住所	電話番号 (0152)	開所期間	保育時間	休園日	乳児保育 (生後6ヶ月以上 の0歳児)	未満児保育 (1・2歳児)
常設 保育園	双葉保育園	朝日町5	23-3340	通年	【月～土曜日】 保育短時間 8:00～16:00 保育標準時間 7:30～18:30 延長保育 ① 7:30～ 8:00 ②16:00～18:30	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12/29～1/3）	実施	実施
	はまなす保育園	文光町10-4	23-1263	通年	【月～土曜日】 保育短時間 8:00～16:00 保育標準時間 7:30～18:30 延長保育 ① 7:30～ 8:00 ②16:00～18:30	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12/29～1/3）	実施して いません	実施
へき地 保育所	ウトロ保育所	ウトロ中島36	24-2723	通年	【平日】 通常保育 8:00～16:00 延長保育 16:00～17:00 【土曜】 通常保育 8:00～12:00	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12/29～1/3）	実施して いません	原則3歳以上児の利用です。保育に余裕がある場合は、2歳児から受け入れをします。（保育の必要性がある場合に限る。）
	中斜里保育所	字中斜里38	23-2372		【平日】 通常保育 8:00～16:00 延長保育 16:00～17:00 【土曜】 通常保育 8:00～12:00	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12/29～1/3）		
幼保連携型 認定こども園 (私立)	認定こども園 斜里大谷幼稚園	本町46番地10	23-3880	通年	○1号認定 【平日】 ※土曜日はお休みです。 通常保育 8:10～13:30 満3歳児 8:10～12:10 ○2号・3号認定 【月～土曜日】 保育短時間 8:10～17:10 保育標準時間 7:30～18:30	・日曜日 ・祝日 ・年末年始 ・（1号認定のみ） 夏休み、冬休み、春休み	実施	実施

入所申込書・教育・保育給付認定申請書兼現況届

初めての場合は「新規認定」に
継続利用の場合は「現況届」に
チェック

令和5年11月30日

斜里町長様

保護者氏名 斜里 大地

申請区分

新規認定

変更

現況届

生計の中心となる保護者の
氏名を記入(斜里町住民登録者)
押印は必要ありません。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定及び認定こども園・保育所等の利用を申請します。

児 童	氏名	性別	保護者との続柄	生年月日
	(ふりがな) シャリ わかば 斜里 若葉	男/女	二女	平成30年5月7日生
保護者氏名 住所・連絡先 生年月日	氏名	生年月日	自宅電話	23-1111
	(ふりがな) シャリ だいち 斜里 大地	昭和56年10月1日生	父携帯	090-0000-0000
	(住所) 〒 099-4192 斜里町 本町1 2番地		母携帯	090-1111-1111
			その他連絡先(氏名 祖母 斜里 はる)	電話 23-0000

保護者の他に連絡
をとれる方がいる場合
は記入

<ウトロのみ>
1号:満3歳以上(年度
途中で3歳になった場合
を含む)で「地域に
幼稚園がない」ことを
理由に利用を希望する
場合

【支給認定に関する希望】

希望する認定区分 (希望箇所)

1号認定 教育標準時間認定 ←幼稚園・認定こども園等を利用希望

2号認定 保育認定(満3歳以上)←保育所・認定こども園を利用希望

3号認定 保育認定(満3歳未満)←保育所・認定こども園・地域型保育を利用希望

希望する保育時間 (希望箇所)

保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分(11時間)のうち
(8) 時 (30) 分～(17) 時 (30) 分

保育短時間 午前8時～午後4時(8時間)のうち
() 時 () 分～() 時 () 分

2号:3歳以上で
保育園・保育所を
希望する場合

3号:3歳未満で
保育園・保育所を
希望する場合

【保育を必要とする状況 ※2号・3号認定の方のみ記載】

保育の利用を必要とする理由	続柄 (父・母など)	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()		

へき地保育所は
全て「保育短時間」

該当する項目に
チェック

【利用を希望する期間・施設】

期間	2024年4月1日から 2025年3月31日まで		
利用を希望する施設名	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望	双葉保育園	(希望理由) 家から近いため
	第2希望	はまなす保育園	(希望理由) 常設保育園のため
	第3希望	中斜里保育所	(希望理由) 職場から近いため

利用を希望する
保育園・保育所を
記入

【世帯の状況】

※注意

保育料等の算定は、父母両方の課税額を基に決定しますが、父母に収入が無く、同じ世帯の他の親族等が「生計の中心者」となっている場合は「生計中心者」の欄に「○」をつけ申告してください。(父母には○は必要ありません。)
 その場合、当該「生計の中心者」の課税状況も含め保育料等を決定します。

区分	生計の中心者	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	勤務先・職業・学校名等	障害者手帳・療育手帳等の所持	個人番号														
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5
児童の世帯員(本人を含む)		(ふりがな) しゃり だいち 斜里 大地	S56.10.1	男	父	漁業	<input type="checkbox"/> 有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(ふりがな) しゃり はなこ 斜里 花子	S58.4.8	女	母	△△会社	<input type="checkbox"/> 有	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
		(ふりがな) しゃり わかば 斜里 若葉	H29.5.7	女	本人	〇〇保育園	<input type="checkbox"/> 有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(ふりがな)	年月日	男・女			<input type="checkbox"/> 有															
		(ふりがな)	年月日	男・女			<input type="checkbox"/> 有															
		(ふりがな)	年月日	男・女			<input type="checkbox"/> 有															
		(ふりがな)	年月日	男・女			<input type="checkbox"/> 有															
		ひとり親世帯の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 → (理由: <input type="checkbox"/> 離婚・死別 <input type="checkbox"/> 未婚)																			
		特別児童扶養手当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当																			
		障害基礎年金受給者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (氏名)																			
		生活保護適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当																			

障害者手帳等をお持ちの場合はチェック。
※手帳等のコピーを添付してください。

12ケタの個人番号(マイナンバー)を記入

父母以外が生計の中心者である場合は「○」

実状に応じチェック

【上記世帯員以外の生計を一にする子ども】※該当者のみ記入

※上記の世帯員に含まれていないが、保護者が仕送りをするなど扶養している子どもがいる場合は下記に記入してください。

氏名	生年月日	保護者との続柄	住所	扶養の有無
(ふりがな)	年月日			有・無
(ふりがな)	年月日			有・無
(ふりがな)	年月日			有・無

対象となる子どもがいる場合は記入

【税情報の提供にあたっての署名欄】

同意書

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 斜里 大地

署名欄の内容をご確認の上、生計の中心となる保護者が署名。
令和4年度より押印は必要ありません。

※一の世帯から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

※以下事業所等が記入

本人確認	1点	運転免許証・パスポート・住基カード(写真付)・在留カード・身体障害者手帳
	2点	保険証・年金手帳(証書)・身分証明書・その他()

本申請書を施設経由で提出する場合は、必要書類と併せて必ず封入・封かんしてください。

(記 入 例)

就 労 証 明 書

ここは保護者本人が記入してください。複数児童の申込みをされる場合は、申込み児童全員の名前を

保護者記入欄	
利用（希望）児童氏名	生年月日
① 斜里 若葉	平成30年5月7日
②	
③	

父・母ともに「就労」を事由に申請する場合は、父・母それぞれの職場で1枚ずつ証明が必要となります。

※以下事業所で記入願います。
 (就労者) 住所 斜里町 本町1 2 番地
 氏名 斜里 花子
 電話番号 0152-23-1111

上記の者は、下記のとおり就労中（就労予定）であることを証明します。

※「就労の開始」「就労の形態」欄については、該当する□に✓をつけて下さい。

就労の開始	<input checked="" type="checkbox"/> 現在就労中			
	<input type="checkbox"/> 今後就労予定（開始予定年月日 年 月 日）			
就労の形態	<input type="checkbox"/> 常勤→無期・有期 有期雇用の場合→（ 年 月 日～ 年 月 日／契約の更新→ 有・無 ）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 非常勤・臨時・パート→無期・ 有期 有期雇用の場合→（ 令和5年4月1日～令和6年3月31日／契約の更新→ 有 ・無 ）			
	<input type="checkbox"/> 自営業の事業主 （ 農業 ・ 漁業 ・ その他自営業（ ） ）			
	<input type="checkbox"/> 自営業の家族従事者 （ 農業 ・ 漁業 ・ その他自営業（ ） ）			
	<input type="checkbox"/> 内職（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
就労状況	勤務日数 週に 5日（月平均 20日）			
	勤務時間	平日 9時 00分 ～ 17時 00分		
		土曜 9時 00分 ～ 17時 00分		
		1週間の労働時間 36時間 15分		
月平均労働時間 145時間 00分				
仕事の内容	一般事務			
最近3ヶ月の就労状況 ※就労予定の場合は、今後3ヶ月の予定を記載して下さい。	就労月	8月	9月	10月
	勤務日数	20日	21日	20日
産前産後休業中の場合の休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
育児休業中の場合の休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			

勤務日数、勤務時間は記入漏れのないようにしてください。

産休中や育児休業中の場合は、休業期間を記載

上記のとおり相違ありません。

令和 5年11月28日
 事業所所在地 斜里町青葉町4192番地
 事業所名（代表者名） △△会社 代表取締役 ○○○
 電話番号 0152-11-1111
 記載担当者名 ○○○○

※就労証明書の偽造・変造（無断作成・内容の改変）は、違法行為となる場合があります。
 必ず勤務先事業所（個人事業主含む）により記載してください。

(記入例：求職中の場合)

申 立 書

斜里町長 山内 浩彰 様

押印は必要ありません。

令和 5 年 11 月 30 日

申立者 住 所 斜里町 本町12番地

氏 名 斜里 花子

児童氏名 斜里 若葉

下記の理由により、保育が必要であることを申し立てます。

記

※該当する理由の左欄に○を付け、状況を記載して下さい。

該当欄	保育を必要とする理由	状 況	必要添付書類
	妊娠・出産	出産(予定)日(令和 年 月 日) ※入園する時点で産前()ヶ月 ※ " 産後()ヶ月	母子手帳写し (表紙及び出産予定日の記載のあるページ)
	保護者の疾病、障がい	具体的内容()	医師の診断書、障害者手帳、療育手帳の写しのいずれか
	親族の介護、看護	介護、看護の方法(在宅 ・ 入院) 病人等氏名() 続柄 () 病名等 ()	医師の診断書、障害者手帳、療育手帳の写しのいずれか
	災害復旧	具体的内容()	罹災証明等
○	求職活動	別紙 求職活動申出書のとおり	ハローワーク登録証等の求職状況を確認できるもの
	就学	具体的内容()	学生証(在学証明書)の写し
	その他理由	具体的内容()	

(記入例)

申込（在園） 児童氏名	斜里 若葉
----------------	-------

求職活動申出書

斜里町長 様

求職活動の状況について、以下のとおり申出ます。

①	現在の活動状況	<input checked="" type="checkbox"/>	現在求職活動を行っている。	→以下②求職活動の方法、③求職活動中であることが確認できる書類 に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。			
		<input type="checkbox"/>	保育所に入所後に求職活動を開始する予定である。				
②	求職活動の方法	現在求職活動を行っている方のみ、該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください (複数回答可)					
		<input type="checkbox"/>	ハローワーク（公共職業安定所）に登録して活動している。				
		<input type="checkbox"/>	職業訓練校に申し込んでいる（申込予定含む）。				
		<input type="checkbox"/>	派遣会社に登録して活動している。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	インターネットの求人サイトや求人情報誌などの広告から探している。				
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）					
③	確認書類	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	ハローワークカード	<input type="checkbox"/>	雇用保険受給資格者証
		<input type="checkbox"/>	※写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>	求人サイト等の登録画面の写し		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	その他（ ）		
		<input checked="" type="checkbox"/>	なし	→ ④を記入してください。			
④	求職活動 <input checked="" type="checkbox"/> 容（記入時から3か月以内のもの）						
	月/日	照会または面接を受けた会社等 電話番号			求職活動の内容・結果など		
	10/5	(株) ○○○ 0152-23-△△△△			求人情報誌を見て、面接を受けたが不採用。		
	11/10	★★★ (株) 0152-23-××××			知人の紹介により電話をかけたが、既に採用者が決定していたため不採用。		
	/						
	/						
	/						

令和5年11月28日

求職者（保護者）氏名

斜里 花子